

社団法人富山県デザイン協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人富山県デザイン協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を高岡市オフィスパーク5番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、時代背景の変化に即応した優れたデザインの振興、啓蒙、普及及び交流を行うことにより、富山県地域産業の活性化、高度化を図るとともに広く社会の豊かな生活文化の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) デザインに関するセミナー、研修会等の開催
- (2) デザイン展の開催等デザインに関する普及啓蒙
- (3) デザインに関する情報の収集及び提供
- (4) デザイン振興に関する行政施策への協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

2 正会員は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 個人会員 富山県内に在住、又は勤務する個人で、デザインに関する活動、指導、教育、事業等に携わるもの
- (2) 法人会員 富山県内においてデザインに関する活動、指導、教育、事業に携わる法人その他の団体

3 賛助会員は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 法人賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人その他の団体
- (2) 個人賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会したもの
- (3) 学生賛助会員 専門学校以上の教育機関に在籍しデザインに関する教育を受けている学生で、本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会したもの

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとする。

- (1) 次条の規定により退会したとき
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 正当な理由がなく会費又は賛助会費を1年以上納入しないとき
- (5) 第10条の規定により除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はこれに基づく諸規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉をき損し、又は第3条の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 15人以上25人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、5人以内を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、登記簿の謄本を添えてその旨を富山県知事に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を富山県知事に届け出なければならない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはあらかじめ理事長が定めた順序により、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本会の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、本会の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条各号に掲げる職務を行う。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 前項の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集するとき

- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (招集)

第22条 会議は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号に規定する場合にあっては請求のあった日から20日以内に臨時総会を、同条第3項第2号に規定する場合にあっては請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合は、その構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により開会の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、会議のつど、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 会議の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は構成員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席することができない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号については、書面表決者又は表決の委任者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第28条 本会は、事業の充実と達成を円滑にするため、委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会に関する事項は、細則で別に定める。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費並びに賛助会費

(3) 寄附金品

(4) 資産から生ずる収入

(5) 補助金等

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(長期借入金)

第31条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第32条 前条の規定に該当する場合及び収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、総会の議決を経、かつ富山県知事の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の承認を得て、当該年度開始前に富山県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、その成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第35条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録並びに会員の異動状況書とともに理事長が作成し、監事の監査を経、総会の承認を得て、当該年度終了後60日以内に富山県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。

3 職員の任免は、理事長が行う。

第8章 顧問

(顧問)

第38条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、富山県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 本会は、民法第68条第1項第2号から4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の総会の議決により解散をする場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得て本会と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 補則

(委任)

第41条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この定款は、本会の設立に係る富山県知事の許可があった日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 本会の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、附則第1項に規定する許可のあった日から平成7年3月31日までとする。